助成金

短時間で働く人の時間を延ばす助成金

キャリアアップ助成金
短時間労働者労働時間延長支援コース

短い時間で働く社員がいる会社の方へ

この資料で分かること

1 1人あたりの額と、延ばす時間の条件

2 計画書と支給申請の期限

3 外国人社員で先に確かめること

2026年10月2日 確認

1人あたり、小規模企業なら2年で最大75万円です

会社の規模	1年目	2年目
小規模企業	50万円	25万円
中小企業	40万円	20万円
大企業	30万円	15万円

新しく社会保険に入れ、収入を増やした会社が対象です。

小規模企業は、常時雇用する労働者が30人以下の会社。

1年目は、延ばす時間に応じて賃上げが要ります

週の所定労働時間の延長	基本給の増額
5時間以上	要らない
4時間以上5時間未満	5%以上
3時間以上4時間未満	10%以上
2時間以上3時間未満	15%以上

延ばすのは、加入日の
前1か月から後2か月の間。

2年目は、さらに2時間以上の延長か、基本給5%以上の増額など。

対象は、加入日の6か月以上前から雇っている人です

- [] 加入日の6か月前から続けて雇っている
- [] 過去2年、この事業所で社会保険に未加入
- [] 新しく社会保険の加入の条件を満たす
- [] 雇用保険と社会保険の両方に入れる
- [] 時間と保険を書いた契約書を渡す
- [] 事業主や取締役の3親等内の親族でない

迷うときは、
労働局に確かめます。

計画書は、社会保険の加入日の前日までに出します

順番	すること
管理者を置く	雇用保険の事業所ごとに
計画書を出す	労働組合などの意見を聞く
6か月続ける	延長後6か月分の賃金を払う
支給申請	賃金を払った翌日から 2か月以内

旧コース（社会保険適用時処遇改善）の計画届があれば提出不要。

加入のあとでは、
計画書は出せません。

外国人社員は、在留の条件の中で時間を延ばします

確かめること	内容
在留カード	就労制限の有無を見る
留学・家族滞在	資格外活動は原則週28時間まで
学生	週20時間の加入の基準は対象外
特定技能	所定時間は通常の社員と同じ

表は当社の整理です。個別には労働局へ。

時間と保険料の変化は、
本人に分かる言葉で伝えます。

対象の社員を一覧にし、加入日の前日までに計画書を出します

次にやること

1 対象の人の加入日と延ばす時間を表にする

2 管理者を決め、計画書を労働局へ出す

3 人手の確保は、採用の相談を合わせて進める

出典

厚生労働省：延長支援コースのパンフレット

出入国在留管理庁：資格外活動許可のページ

当社は、申請書類の作成と提出の代行は行いません。

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

今の採用と支援の状況を、30分で整理します

ご相談で分かること

1. 求人の条件に合う人材がいるか
2. 紹介手数料と、支払いの方法
3. 入社までの流れと、かかる期間

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 対応分野：飲食料品製造／介護／外食／宿泊／建設／工業製品製造／ビルクリーニング
- 建設現場で直接作業する業務のご紹介は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784